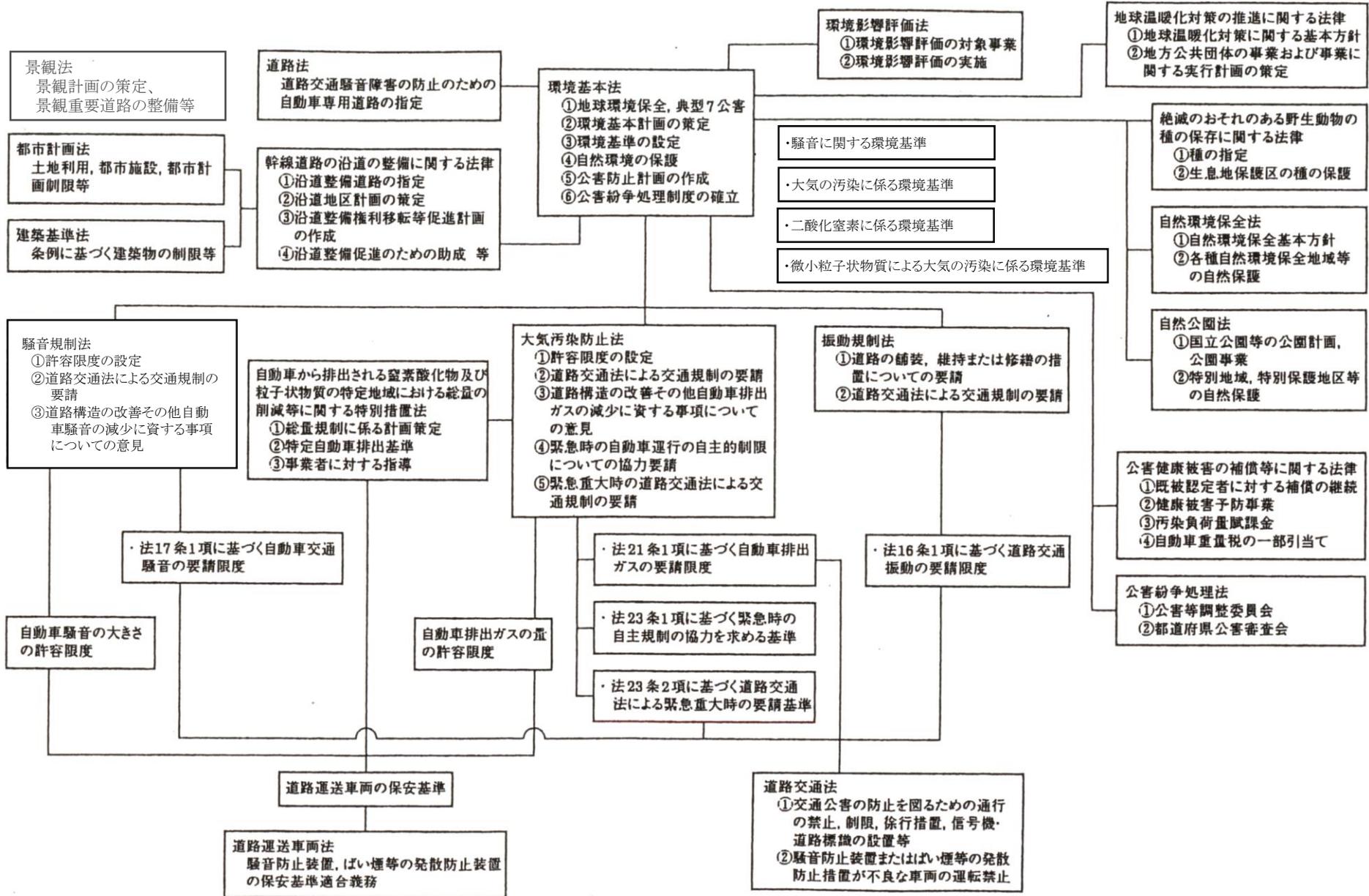


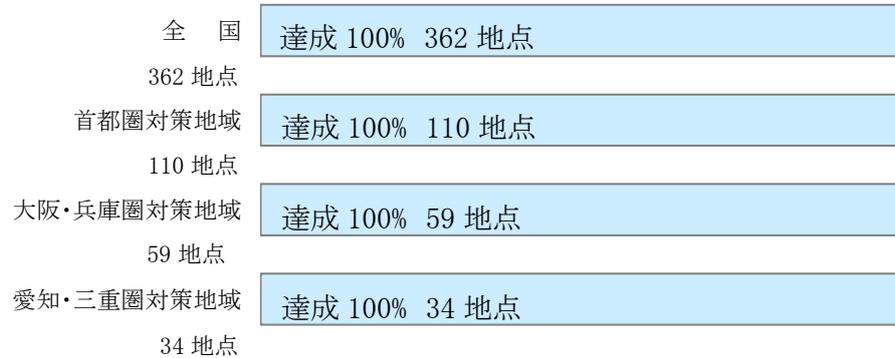
(2) 良好な環境の保全・形成



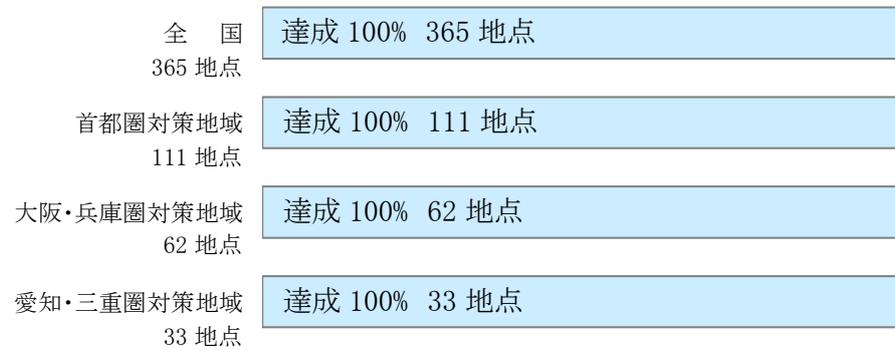
沿道環境の改善

○大気の現状

SPMの環境基準の達成状況(自動車排出ガス測定局) 令和3年度



NO₂の環境基準の達成状況(自動車排出ガス測定局) 令和3年度

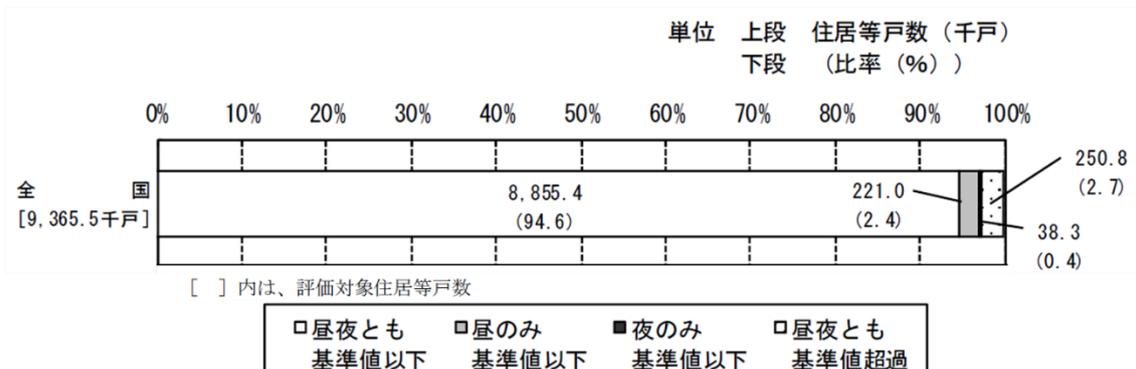


注) 1. 対策地域とは、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により指定された地域

2. 「令和3年度大気汚染状況について」(環境省) より作成

○道路交通騒音の状況

環境基準達成状況の評価結果 (全国)



注) 1. 高速自動車国道 (3,359km, 抽出率37.2%)、都市高速道路 (238km, 24.7%)、一般国道 (22,209km, 39.7%)、都道府県道 (40,026km, 30.8%)、4車線以上の市区町村道 (2,570km, 0.2%)、その他の道路 (156km) に面する地域で評価

2. 「令和3年度自動車交通騒音の状況について」(環境省) より作成

環境基準等

① 大気汚染 (7) 環境基準, 要請限度等

物質	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について (平成21年9月9日環境省告示第33号)	大気汚染に係る環境基準	要請限度	緊急時の要請基準	緊急時の自主規制の協力を求める基準
		達成期間	〔大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気汚染の限度を定める命令 昭和46年6月23日 総理府・厚生省令第2号〕	〔大気汚染防止法施行令 (昭和43年政令第329号) 第11条第2項 (別表第5)〕	〔大気汚染防止法施行令 (昭和43年政令第329号) 第11条第1項 (別表第5)〕
二酸化イ おう 〔大気汚 染防止法は 硫酸化 物〕	1時間値の1日平均値 0.04ppm 以下 かつ 1時 間値 0.1ppm 以下	維持されまたは原則として5年以内に おいて達成されるよう努める。		1) 1時間値 100万分の0.5以 上 3時間継続 2) 1時間値 100万分の0.7以 上 2時間継続	1) 1時間値 100 万分の0.2以上 3時間継続 2) 1時間値 100 万分の0.3以上 2時間継続 3) 1時間値 100 万分の0.5以上 4) 1時間値の48時 間平均値 100万 分の0.15以上
一酸化炭 素	1時間値の1日平均値 10ppm以下 かつ 1時間値 の8時間平均値 20ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。	1時間値の月間平均値 100 分の10 (10ppm)	1時間値 100万分の50以上 (50ppm)	1時間値 100万分の30以上 (30ppm)
浮遊粒子 状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m ³ 以下 かつ 1時 間値 0.20mg/m ³ 以下			1時間値 3.0mg/m ³ 以上 3時間継続	1時間値 2.0mg/m ³ 以上 2時間継続
二酸化窒 素	1時間値の1日平均値 0.04ppmから0.06ppmまで のゾーン内又はそれ以下であ ること	1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域に あつては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成され るよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7年以内とする。 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmま でのゾーン内にある地域にあつては、原則として、こ のゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又 はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるも のとする。		1時間値 100万分の1以上 (1ppm)	1時間値 100万分の0.5以上 (0.5ppm)
光化学オ キシダン ト	1時間値 0.06ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。		1時間値 100万分の0.4以上 (0.4ppm)	1時間値 100万分の0.12以上 (0.12ppm)
微小粒子 状物質	1年平均値 15μg/m ³ 以下 かつ 1日平均値 35μg/m ³ 以下	維持され又は早期達成に努める。			
適用場 所	工業専用地域, 車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所を除く。		道路の部分及び周辺地域		
備考	環境基本法第16条第1項により人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。		都道府県知事は、自動車排出ガスにより大気汚染がこの限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、交通規制の要請をする。	都道府県知事は、この基準の事態が発生したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、交通規制の要請をする。	都道府県知事は、この基準の事態が発生したときは、当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、自動車の運行の自主的制限等について協力を求めなければならない。

自動車排出ガス規制値

種別		規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
ガソリン・LPG車	乗用車	H17	コンバインモード (g/km) ※3	CO	1.15 (1.92)	H21	コンバインモード (g/km) ※4	CO	1.15 (1.92)	H30	WLTCモード (g/km) ※4	CO	1.15 (2.03)	
				NMHC	0.05 (0.08)			NMHC	0.05 (0.08)			NMHC	0.10 (0.16)	
				NO _x	0.05 (0.08)			NO _x	0.05 (0.08)			NO _x	0.05 (0.08)	
				PM※2	0.005 (0.007)			PM※2	0.005 (0.007)			PM※2	0.005 (0.007)	
	軽自動車	H19	コンバインモード (g/km)	CO	4.02 (6.67)	H21	コンバインモード (g/km) ※4	CO	4.02 (6.67)	H30	WLTCモード (g/km) ※4	CO	4.02 (7.06)	
				NMHC	0.05 (0.08)			NMHC	0.05 (0.08)			NMHC	0.10 (0.16)	
				NO _x	0.05 (0.08)			NO _x	0.05 (0.08)			NO _x	0.05 (0.08)	
				PM※2	0.005 (0.007)			PM※2	0.005 (0.007)			PM※2	0.005 (0.007)	
	トラック・バス 軽量車 (GVW ≤ 1.7t)	H17	コンバインモード (g/km)	CO	1.15 (1.92)	H21	コンバインモード (g/km) ※4	CO	1.15 (1.92)	H30	WLTCモード (g/km) ※4	CO	1.15 (2.03)	
				NMHC	0.05 (0.08)			NMHC	0.05 (0.08)			NMHC	0.10 (0.16)	
				NO _x	0.05 (0.08)			NO _x	0.05 (0.08)			NO _x	0.05 (0.08)	
				PM※2	0.005 (0.007)			PM※2	0.005 (0.007)			PM※2	0.005 (0.007)	
	中量車 (1.7t < GVW ≤ 3.5t)	H17	コンバインモード (g/km)	CO	2.55 (4.08)	H21	コンバインモード (g/km) ※4	CO	2.55 (4.08)	H30	WLTCモード (g/km) ※4	CO	2.55 (4.48)	
				NMHC	0.05 (0.08)			NMHC	0.05 (0.08)			NMHC	0.15 (0.23)	
				NO _x	0.07 (0.10)			NO _x	0.07 (0.10)			NO _x	0.07 (0.11)	
				PM※2	0.007 (0.009)			PM※2	0.007 (0.009)			PM※2	0.007 (0.009)	
重量車 (3.5t < GVW)	H17	JE05モード (g/kWh)	CO	16.0 (21.3)	H21	JE05モード (g/kWh) ※4	CO	16.0 (21.3)	同左					
			NMHC	0.23 (0.31)			NMHC	0.23 (0.31)						
			NO _x	0.7 (0.9)			NO _x	0.7 (0.9)						
			PM※2	0.010 (0.013)			PM※2	0.010 (0.013)						
ディーゼル車	乗用車	H17	コンバインモード (g/km)	CO	0.63 (0.84)	H21	コンバインモード (g/km)	CO	0.63 (0.84)	H30	WLTCモード (g/km)	CO	0.63 (0.88)	ディーゼル乗用車において、「小型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)以下、「中型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)超である。
				NMHC	0.024 (0.032)			NMHC	0.024 (0.032)			NMHC	0.024 (0.037)	
				NO _x	0.14 (0.19)			NO _x	0.08 (0.11)			NO _x	0.15 (0.23)	
				PM	0.013 (0.017)			PM	0.005 (0.007)			PM	0.005 (0.009)	
	トラック・バス 軽量車 (GVW ≤ 1.7t)	H17	コンバインモード (g/km)	CO	0.63 (0.84)	H21	コンバインモード (g/km)	CO	0.63 (0.84)	H30	WLTCモード (g/km)	CO	0.63 (0.88)	
				NMHC	0.024 (0.032)			NMHC	0.024 (0.032)			NMHC	0.024 (0.037)	
				NO _x	0.14 (0.19)			NO _x	0.08 (0.11)			NO _x	0.15 (0.23)	
				PM	0.013 (0.017)			PM	0.005 (0.007)			PM	0.005 (0.009)	
	トラック・バス 中量車 (1.7t < GVW ≤ 3.5t)	H17	コンバインモード (g/km)	CO	0.63 (0.84)	H21 (2.5-3.5t) H22 (1.7-2.5t)	コンバインモード (g/km)	CO	0.63 (0.84)	H30	WLTCモード (g/km)	CO	0.63 (0.88)	17年規制からは重量区分を変更。 (旧) 中量車 1.7t < GVW ≤ 2.5t 重量車 2.5t < GVW (新) 中量車 1.7t < GVW ≤ 3.5t 重量車 3.5t < GVW
				NMHC	0.024 (0.032)			NMHC	0.024 (0.032)			NMHC	0.024 (0.037)	
				NO _x	0.25 (0.33)			NO _x	0.15 (0.20)			NO _x	0.24 (0.36)	
				PM	0.015 (0.020)			PM	0.007 (0.009)			PM	0.007 (0.013)	
	重量車 (3.5t < GVW) ※4	H17	JE05モード (g/kWh)	CO	2.22 (2.95)	H21 (12t-) H22 (3.5-12t)	JE05モード (g/kWh)	CO	2.22 (2.95)	H28 (7.5t-) H30 (3.5-7.5t)	WHTC及びWHSCモード (g/kWh)	CO	2.22 (2.95)	
				NMHC	0.17 (0.23)			NMHC	0.17 (0.23)			NMHC	0.17 (0.23)	
				NO _x	20. (2.7)			NO _x	0.7 (0.9)			NO _x	0.4 (0.7)	
				PM	0.027 (0.036)			PM	0.010 (0.013)			PM	0.010 (0.013)	

種別		規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1			備考									
													クラス1	クラス2	クラス3										
二輪自動車	第一種 原動機付自転車	H18	4サイクル	CO	2.0	H24	WMTC (g/km)※5	CO	2.62	H28	WMTC (g/km)※5	CO	1.14	1.14	1.14										
																	2サイクル	HC	0.30	HC	0.27	HC	0.30	0.20	0.17
	第二種 原動機付自転車	H19	4サイクル	CO	2.0	H24	WMTC (g/km)※5	CO	2.2	H28	WMTC (g/km)※5	CO	1.14	1.14	1.14										
																	2サイクル	HC	0.50	HC	0.45	HC	0.30	0.30	0.30
	軽二輪自動車	H18	4サイクル	CO	2.0(2.7)	H24	WMTC (g/km)※5	CO	2.62	H28	WMTC (g/km)※5	CO	1.14	1.14(1.58)	1.14(1.58)										
																	2サイクル	HC	0.30(0.40)	HC	0.27	HC	0.30	0.20(0.24)	0.17(0.21)
	小型二輪自動車	H19	4サイクル	CO	2.0(2.7)	H24	WMTC (g/km)※5	CO	2.62(3.48)	H28	WMTC (g/km)※5	CO	1.14	1.14(1.58)	1.14(1.58)										
																	2サイクル	HC	0.30(0.40)	HC	0.27(0.36)	HC	0.30	0.20(0.24)	0.17(0.21)

種別	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
ディーゼル特殊自動車	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
			NMHC	0.7(0.9)			NMHC	0.7(0.9)	
			NO _x	4.0(5.3)			NO _x	4.0(5.3)	
			PM	0.03(0.04)			PM	0.03(0.04)	
	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
			NMHC	0.7(0.9)			NMHC	0.7(0.9)	
			NO _x	4.0(5.3)			NO _x	4.0(5.3)	
			PM	0.025(0.033)			PM	0.025(0.033)	
	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
			NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
			NO _x	3.3(4.4)			NO _x	0.4(0.53)	
			PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
			NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
			NO _x	3.3(4.4)			NO _x	0.4(0.53)	
			PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	3.5(4.6)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	3.5(4.6)	
			NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
			NO _x	2.0(2.7)			NO _x	0.4(0.53)	
			PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
自Lガ 動Pソ 車Gリ 特ソ 殊・	H19	7M (g/kWh)	CO	20.0(26.6)	同左				
			HC	0.60(0.80)					
			NO _x	0.60(0.80)					

※1：認証基準とは型式指定車及び装置指定車の基準値をいう。
()の数値はそれ以外の自動車（PHP、新型届出（装置指定車以外のもの）、試作、組立、並行輸入車）の基準値をいう。

※2：ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した希薄燃焼方式の直接噴射式の原動機を有する自動車（リーンバーン直噴車）に限り適用する。

※3：コンバインモードとは平成17年(2005年)からは10・15モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年(2008年)からは10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

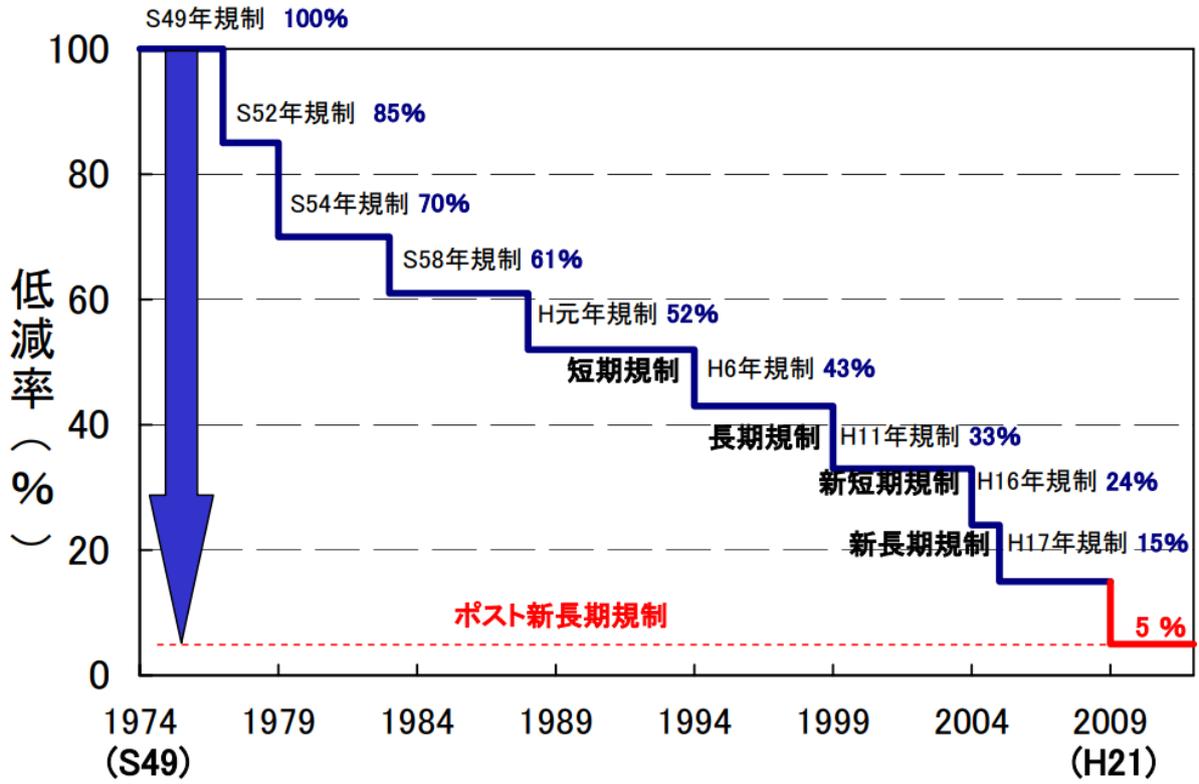
平成23年(2011年)からはJC08Hモードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※4：NO_x触媒付直噴車に限る。

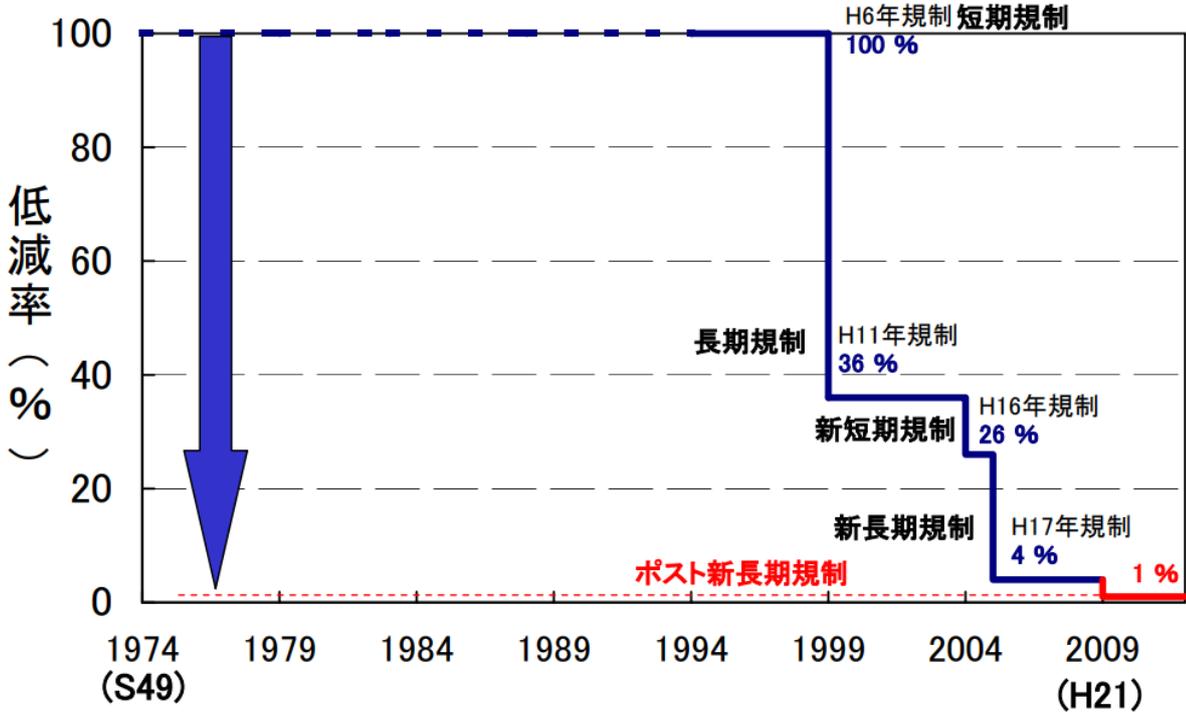
※5：第一種原動機自転車のうち、最高速度50km/h以下のものは従前の通り

出典：国土交通省自動車局ホームページ

NOx 規制値の推移(ディーゼル重量車)
窒素酸化物(NOx)



PM 規制値の推移(ディーゼル重量車)
粒子状物質(PM)



② 自動車騒音

(ア) 環境基準（平成10年9月30日環境庁告示，平成11年4月1日施行）

地域の類型	基準値		達成期間
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	①道路に面する地域以外の地域については、施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努める。 ②既設の道路に面する地域については、施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努める。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域で道路交通量が多く達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努める。 ③道路に面する地域以外の地域が施行日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては、供用後直ちに達成されまたは維持されるよう努めるものとし、施行日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては、②を準用する。
A	55デシベル以下	45デシベル以下	
2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B	55デシベル以下	45デシベル以下	
2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	
車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	
屋内へ透過する騒音に係る基準	45デシベル以下	40デシベル以下	

- 注) 1. 昼間：午前6時～午後10時，夜間：午後10時～翌日午前6時
 2. AA：療養施設，社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 3. A：専ら住居の用に供される地域
 4. B：主として住居の用に供される地域
 5. C：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される地域
 6. 車線：1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分
 7. 幹線交通を担う道路に近接する空間について，個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは，屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。

(イ) 要請限度（平成12年3月2日総理府令第15号，平成12年4月1日施行）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

- 注) 1. 昼間：午前6時～午後10時
 夜間：午後10時～翌日午前6時
 2. a区域：専ら住居の用に供される区域
 b区域：主として住居の用に供される区域
 c区域：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域

自動車単体騒音規制値

平成 28 年騒音規制（UN_R51-03 導入関係）

【自動車の種別】

M 及び N カテゴリ

- 自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

【規制概要】

- 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の四輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R51-03」を導入
- 定常走行騒音を廃止
- 圧縮空気騒音規制を導入（空気式ブレーキを装着した TPMLM^{※1}2.8 トン超の自動車に限る）

【規制値】

（単位：デシベル）

車両カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
M1 カテゴリ 乗車定員 9 人以下の乗用車	PMR ^{※2} 120 以下	72	70
	PMR ^{※2} 120 超、160 以下	73	71
	PMR ^{※2} 160 超	75	73
	PMR ^{※2} 200 超、乗車定員 4 人以下、 R ポイント ^{※3} の地上からの高さ 450mm 未満	75	74
M2 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、TPMLM ^{※15} トン以下の乗用車	TPMLM ^{※1} 2.5 トン以下	72	70
	TPMLM ^{※1} 2.5 トン超、3.5 トン以下	74	72
	TPMLM ^{※1} 3.5 トン超、最高出力 135kW 以下	75	73
	TPMLM ^{※1} 3.5 トン超、最高出力 135kW 超	75	74
M3 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、TPMLM ^{※15} トン超の乗用車	最高出力 150kW 以下	76	74
	最高出力 150kW 超、250kW 以下	78	77
	最高出力 250kW 超	80	78

(単位：デシベル)

車両カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
N1 カテゴリ TPMLM ^{※1} 3.5 トン以下の貨物車	TPMLM ^{※1} 2.5 トン以下	72	71
	TPMLM ^{※1} 2.5 トン超	74	73
N2 カテゴリ TPMLM ^{※1} 3.5 トン超、12 トン以下の貨物車	最高出力 135kW 以下	77	75
	最高出力 135kW 超	78	76
N3 カテゴリ TPMLM ^{※1} 12 トン超の貨物車	最高出力 150kW 以下	79	77
	最高出力 150kW 超、250kW 以下	81	79
	最高出力 250kW 超	82	81

※1 TPMLM(Technically Permissible Maximum Laden Mass)：技術的^{最大許容質量(kg)}

安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの

※2 PMR(Power to Mass Ratio)：最高出力(kW)／(車両重量(kg)+75kg)×1,000

※3 運転者席の着座位置について、自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づき決定する設計点

【適用日】

	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 1	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 2
新型自動車 (輸入自動車を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	令和 2 年 9 月 1 日以降 (N2 カテゴリは 令和 4 年 9 月 1 日以降)
上記以外のもの	令和 4 年 9 月 1 日以降 (N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降)	令和 4 年 9 月 1 日以降 (N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降)

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 28 年騒音規制（近接排気騒音の相対値規制導入関係）

【自動車の種別】

L3 カテゴリ

- 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く）
- 二輪の原動機付自転車（排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る）

M 及び N カテゴリ

- 自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

【規制概要】

- 近接排気騒音について、従来の車種毎に規制値を定めた絶対値規制に替え、使用過程において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入
- 近接排気騒音の測定方法について、UN_R に基づく測定方法へ変更

【規制値】

- 近接排気騒音値が、新車時に確認した騒音値+5dB の値以下であること

【適用日】

	L3 カテゴリ	M 及び N カテゴリ
新型自動車 (輸入自動車を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	平成 28 年 10 月 1 日以降
上記以外のもの	令和 3 年 9 月 1 日以降	令和 4 年 9 月 1 日以降 (N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降)

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 26 年騒音規制**【自動車の種別】****L3 カテゴリ**

- 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く）
- 二輪の原動機付自転車（排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る）

【規制概要】

- 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の二輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R41-04」を導入
- 定常走行騒音を廃止

【規制値】

車両区分	市街地加速 走行騒音規制値	全開加速 走行騒音規制値
Class I (PMR [*] 25 以下)	73dB	←
Class II (PMR [*] 25 超、50 以下)	74dB	79dB
Class III (PMR [*] 50 超)	77dB	82dB

※ PMR(Power to Mass Ratio)：最高出力(kW)／(車両重量(kg)+75kg)×1,000

【適用日】

- 新型自動車（輸入自動車を除く）・・・平成 26 年 1 月 1 日以降
- 上記以外のもの・・・平成 29 年 1 月 1 日以降

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 28 年騒音規制、平成 26 年騒音規制の対象となっていない自動車については、次の表に示す従前の規制が適用される。

タイヤの車外騒音規制値

【自動車の種別】（新車規制のみ）

- 空気入ゴムタイヤを備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）

【タイヤの車外騒音規制】

- 「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定期則（第 117 号）」の試験法及び規制値を導入

【規制値】

タイヤのクラス	断面幅の呼び (mm)	規制値 dB (A)
C1※ ¹	$w \leq 185$	70
	$185 < w \leq 245$	71
	$245 < w \leq 275$	72
	$275 < w$	74

シビアスノータイヤ、エクストラロードタイヤ、レインフォースドタイヤ、又はこれらの分類の組み合わせについては、上記規制値を 1dB (A) 引き上げるものとする。

タイヤのクラス	タイヤの種類	規制値 dB (A)	
		その他	トラクションタイヤ
C2※ ²	ノーマルタイヤ	72	73
	スノータイヤ	72	73
	シビアスノータイヤ	73	75
	特殊用途タイヤ	74	75
C3※ ³	ノーマルタイヤ	73	75
	スノータイヤ	73	75
	シビアスノータイヤ	74	76
	特殊用途タイヤ	75	77

※ 1 乗用車用タイヤ

※ 2 小型商用車用タイヤ（単輪でのロードインデックス ≤ 121 かつ速度記号 $\geq N$ のタイヤ）

※ 3 中型・大型商用車用タイヤ（単輪でのロードインデックス ≤ 121 かつ速度記号 $\leq M$ 又は単輪でのロードインデックス ≥ 122 のタイヤ）

【適用日】

自動車の種別	適用時期	
	新型車※ (PHP 自動車を除く)	左記以外の自動車 (継続生産車等)
乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日
乗車定員 9 人を超え、かつ、車両総重量が 5 トン以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 31 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
車両総重量が 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車		
車両総重量が 3.5 トン以下の被牽引自動車		
乗車定員 9 人を超え、かつ、車両総重量が 5 トン超えの専ら乗用の用に供する自動車	令和 5 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
車両総重量が 3.5 トン超えの貨物の運送の用に供する自動車		
車両総重量が 3.5 トン超えの被牽引自動車		

※ 新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車への適用時期については、継続生産車等への適用時期と同じとする。

出典：国土交通省自動車局ホームページ

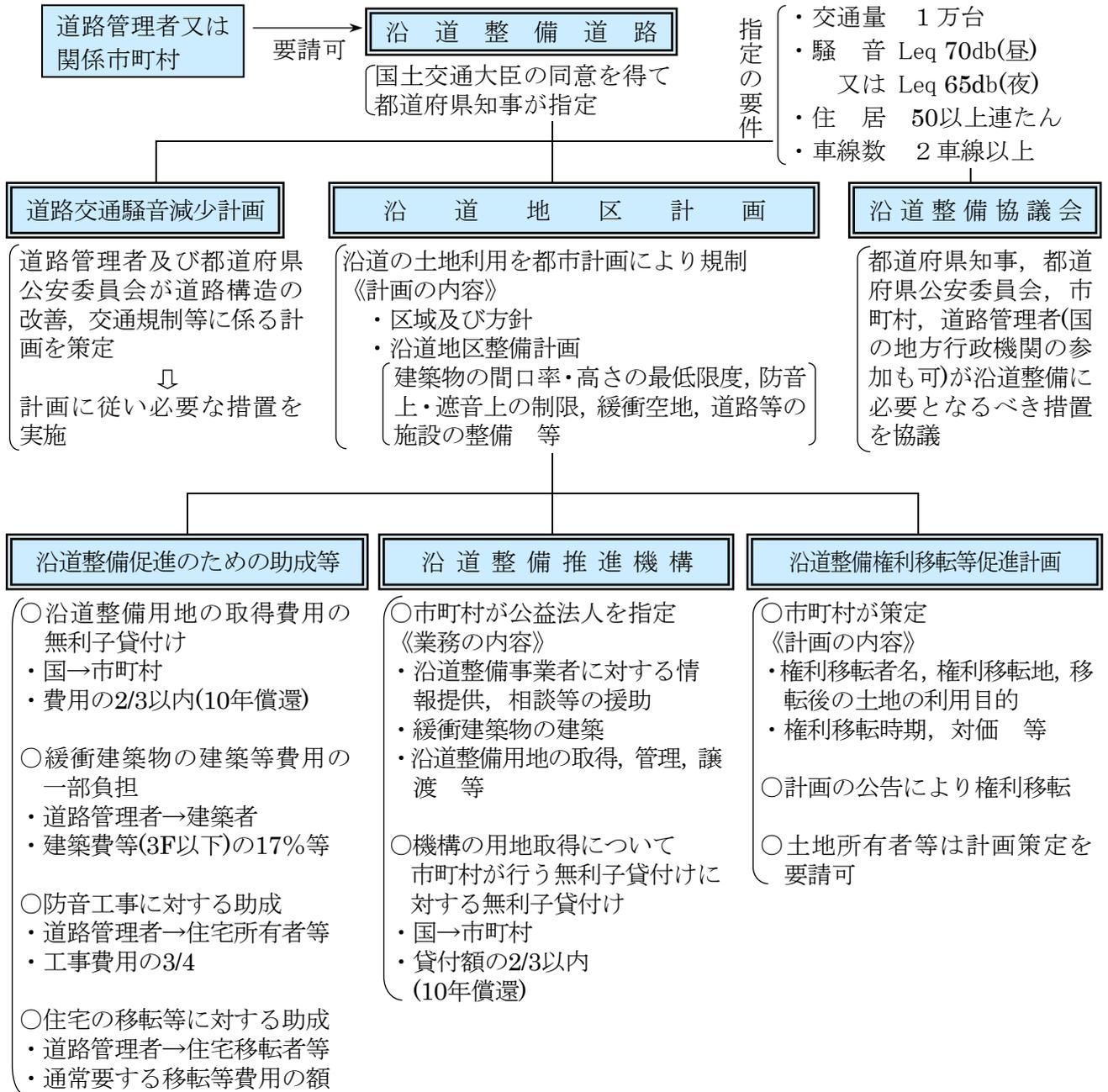
③道路交通振動

要請限度（振動規制法施行規則12条，別表第2）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

- 注) 1. 昼間：午前5時，6時，7時又は8時～午後7時，8時，9時又は10時
夜間：午後7時，8時，9時又は10時～翌日午前5時，6時，7時又は8時
2. 第1種区域，第2種区域とは，下記の地域に相当し，都道府県知事が定めた区域をいう。
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域
第2種区域 住居の用に併せて商業，工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を保全するため，振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため，著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 3 都道府県知事又は指定都市の長等，道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより，学校，病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は，上記表に定める値以下当該地から5dBを減じた値以上とし，特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第一種区域の限度は夜間の第二種区域の値とすることができる。

幹線道路の沿道の整備に関する法律の概要



沿道整備道路の指定及び沿道地区計画の決定状況（令和5年4月1日現在）

	道路名	沿道整備協議会	道路交差部計画	指定区間	延長(km)	公告年月	地区計画	延長(km)	公告年月	建築条例
1	一般国道43号 阪神高速 神戸西宮線 阪神高速 大阪西宮線	○	×	尼崎市東本町～神戸市灘区味泥町 (神戸市灘区大石南町～西宮市今津水波町)	20.2 (12.6)	S57.8	尼崎市道意地区 (区域及び整備の方針のみ都計済)	0.8	H13.03	×
				(尼崎市東本町～西宮市今津水波町)	(7.3)		" 竹谷地区 (" ")	0.7	H14.11	×
				" 城内地区 (" ")	1.0		H15.12	×		
				" 開明地区 (" ")	0.9		H15.12	×		
				" 武庫川・元浜地区 (" ")	0.8		H15.12	×		
			(計)	20.2 (40.1)		(計)	4.2			
2	環状7号線	○	○	大田区大森本町2丁目～江戸川区臨海町4丁目 (大田区大森本町2丁目～練馬区小竹町2丁目)	23.2	S58.11	大田区	6.4	S63.01	○
							目黒区	2.7	"	○
							世田谷区野沢地区南部	1.0	S62.11	○
							" 北部	0.7	S61.08	○
							" 三軒茶屋・上馬地区	0.9	S62.03	○
							" 代田南部・若林地区	1.7	S62.11	○
							" 代田北部地区	0.5	"	○
							" 大原・羽根木地区	1.1	S62.03	○
							杉並区	4.2	S62.01	○
							中野区	1.9	S60.06	○
							練馬区桜台・栄町・豊玉地区	2.1	S63.01	○
		" 羽沢・小竹地区	0.8	S62.01	○					
		(板橋区小茂根4丁目～北区神谷3丁目)	6.5	S62.12	板橋区	4.2	H01.10	○		
		(足立区新田1丁目～同区中川4丁目)	10.9	S59.08	北区	2.4	H01.04	○		
		(葛飾区亀有5丁目～同区東新小岩2丁目)	5.0	S62.12	足立区(D地区)	2.8	H01.03	○		
		(江戸川区上一色町～同区臨海町4丁目)	9.9	H02.03	" (B地区)	1.7	S63.01	○		
					" (A地区)	1.2	S62.04	○		
					" (C地区)	4.5	H01.03	○		
					葛飾区	4.8	H03.01	○		
					江戸川区	9.9	H04.12	○		
			(計)	55.5		(計)	55.5			
3	環状8号線 (羽田上高井戸 岩淵線)	○	○	大田区蒲田4丁目～杉並区井草3丁目 (大田区蒲田4丁目～同区田園調布2丁目)	7.0	H12.03 H13.03	大田区	7.0	H13.04	○
				(世田谷区東玉川2丁目～同区八幡山3丁目)	10.4		世田谷区東玉川地区	1.0	H15.01	○
							" 玉川田園調布地区	0.6	"	○
							" 野毛・等々力・中町地区	2.1	"	○
							" 瀬田・上野毛・野毛地区	1.9	"	○
							" 瀬田・玉川台地区	0.9	"	○
							" 砧公園・上用賀地区	1.2	"	○
							" 砧・桜丘地区	1.4	"	○
							" 千歳台・船橋地区	1.2	"	○
							" 粕谷・南鳥山・八幡山地区	1.2	"	○
							(杉並区上高井戸1丁目)	0.3	H06.09	杉並区
		(世田谷区上北沢5丁目)	0.3	H13.03	世田谷区上北沢5丁目地区	0.3	H15.01	○		
		(杉並区上高井戸3丁目～同区井草3丁目)	6.2	H06.09	杉並区	4.9	H08.05	○		
		練馬区春日町2丁目～同区錦2丁目 (練馬区春日町2丁目)	0.4	S61.03	練馬区春日町2丁目地区	0.4	S61.08	×		
		(練馬区北町6丁目)	0.4	S58.11	" 北町・早宮地区	0.4	S59.11	×		
		(練馬区北町6丁目～同区錦2丁目)	1.2	H12.03						
		板橋区相生町～同区小豆沢4丁目 (板橋区相生町～同区志村3丁目)	0.7	H01.09	板橋区(A地区)	0.7	H02.12	×		
		(板橋区坂下1丁目～同区小豆沢4丁目)	1.7	H05.07	" (B地区)	1.7	H06.04	×		
		(計)	28.6		(計)	27.2				
4	笹目通り	×	×	練馬区南田中4丁目～同区旭町1丁目	3.7	H14.03	練馬区	3.7	H15.11	○
				(計)	3.7		(計)	3.7		
5	目白通り	×	×	練馬区中村北2丁目～同区大泉町5丁目	4.9	H15.11				—
				(計)	4.9		(計)			
6	一般国道4号	○	×	足立区梅田1丁目～同区西保木間4丁目	5.1	S59.08	足立区(A地区)	3.7	S62.01	○
				(計)	5.1		" (B地区)	1.4	H01.03	○
7	一般国道23号	○	×	四日市市北納屋町～同市西末広町	1.2	S59.09	四日市地区	1.2	S62.11	○
				(計)	1.2		(計)	1.2		
8	一般国道254号	×	×	板橋区中丸町～練馬区旭町3丁目 (板橋区中丸町～同区桜川3丁目)	4.1	H08.09 H12.03	板橋区(A地区)	4.1	H09.11	○
				(板橋区桜川3丁目～練馬区旭町3丁目)	4.6		板橋区(B地区)	2.3	H23.12	○
				(計)	8.7		(計)	6.4		
9	中原街道	×	×	品川区平塚2丁目～大田区南雪谷2丁目 (品川区平塚2丁目～同区旗の台5丁目)	2.4	H17.04 H17.04	品川区	2.4	H18.12	○
				(大田区南千束1丁目～同区南雪谷2丁目)	2.6		大田区	2.6	H20.05	○
				(計)	5.0		(計)	5.0		
		9路線 5協議会	2路線	合計	132.9		合計	108.3 (50箇所)	41 箇所	
				路線数計	(延々152.8) 11路線					